等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和７年総務省令第 71 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和７年改正前の省令」という。）第 18 条第３項第１号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

算式

g × 0.988 × 0.25 − h × 0.988 × 0.25

g × 0.988 × 0.25 及び h × 0.988 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の副題「第 12 表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和７年改正前の省令附則第 12 条の３第２項算式の符号 B'の額

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.90

［二・三　略］

５　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A × 0.05 − B）× 1.173｝× 0.75 −（C × 1.602）× 0.75

［略］

［二・三　略］

６　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第 75 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和６年改正前の省令」という。）第 18 条第３項第１号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

算式

g × 0.986 × 0.25 − h × 0.986 × 0.25

g × 0.986 × 0.25 及び h × 0.986 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の副題「第 12 表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和６年改正前の省令附則第 12 条の３第２項算式の符号 B'の額

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.05

［二・三　同上］

５　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A × 0.05 − B）× 1.176｝× 0.75 −（C × 1.285）× 0.75

［同左］

［二・三　同上］

６　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75